

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施設名	坂出緩衝緑地（番の州球場）	所在地	坂出市番の州公園5番地
設置目的	番の州を中心とする臨海工業団地と市街地を区分し、生活環境の保全を図る。		
規模	野球グラウンド1面 12,523㎡	設置年月日	昭和52年4月1日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	坂出市	指定期間	平成28年4月1日～ 令和4年3月31日
委託業務の内容	1. 施設の維持管理に関すること 2. 施設の利用の許可に関すること 3. 利用料金の収受に関すること 4. その他施設の管理運営に必要な事項	県からの委託料	0円 (坂出市において施設の利用料金を聴取し、管理運営費に充当)
導入効果	①管理・運営経費の節減 委託料について県からの支出はなく、利用料金収入と坂出市費によって運営が行われている。 ②施設管理、法令等の順守 法令等を遵守し、仕様書等に定める適正な管理が行われている。 ③サービス水準の維持・向上 施設の維持管理、利用申し込み、利用調整が適切に行われている。		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理由	①管理・運営経費の比較 直営に比べ、指定管理者制度を維持するほうが管理経費は少額となる。 ②管理・運営状況 上記のとおり、適切な利用者サービスが行われていると認められる。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	非公募
非公募の場合、その理由	番の州球場は市内で唯一、市民が自由に利用することのできる野球場であることから、現在は、坂出市が市民サービスの一環として、経費を自己負担しながら管理運営している。よって、他の者を指定管理者に選定するよりも経費節減効果が大きいと考えられることから、これまで通り非公募で坂出市を指定管理者とすることが適当である。